

平成30年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会  
議 事 概 要

- 1 日時及び場所 平成30年11月2日（金）午後1時00分～午後2時00分  
江別市役所公室
- 2 出席者委員 10名（敬称略）  
今井博康、東則子、中山俊彰、鈴木孝幸、三好安司、  
佐藤レイ子、千葉セツ子、林栄子、鈴木久雄、佐藤貴史  
（欠席：佐藤暢一）  
申請法人 2名（敬称略）  
松本拓生（社会福祉法人長井学園）  
野沢誠（社会福祉法人長井学園）  
事務局 3名  
山岸障がい福祉課長、河崎障がい福祉係長、赤田障がい福祉  
係主事

3 議事概要

（1）開会

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。  
ただ今より、第1回江別市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。  
この度は、本協議会委員の就任をご快諾いただきましたことを、厚くお礼申  
上げます。

（2）委嘱状交付

事務局： まず初めに市長から委嘱状を交付させていただきます。市長が皆様の席を  
回りますので、お受け取り願います。

**【委嘱状の交付】**

事務局： なお、江別市からは健康福祉部の佐藤が委嘱されております。  
続きまして本協議会の開催にあたり、市長からご挨拶を申し上げます。

（3）市長挨拶

市長： 第1回目の福祉有償運送運営協議会の開催にあたりまして一言お礼申し上げ  
ます。皆様には日頃から、福祉関連事業にそれぞれの立場から様々なご支援  
をいただきますことを感謝いたします。

また、ただいま委嘱状をお渡しさせていただき、皆様には本協議会の委員の  
就任を快くご承諾、賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

皆様すでにご承知のことと存じますが、福祉有償運送とは要介護者などの  
移動に関連しまして公共交通機関に代わって社会福祉法人等が福祉車両を使  
って有償で運送事業を行うことで、事業を実施する際には道路運送法に基づ

き運転手の資格など一定の条件のもとで許可が必要となります。

その許可を得るにはこの協議会での合意が条件となっており、これから2年間その協議をお願いすることになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、近年福祉をとりまく環境は高齢化の進展とともに大きく変化し、公共交通の衰退又は撤退、そして高齢者の運転免許証の返納などが進む一方で医療や介護の需要増に伴いまして通院の拡大、さらには障がい者または高齢者が安心して住み続けるための条件といたしまして移動手段の確保は喫緊の課題と言われております。福祉有償運送は課題解決に向けて大きな役割を果たすものと認識しています。要支援者の移送に関連しまして安全面、さらには地域で真に必要とされているのかなどにつきましてご審議を賜るようお願い申し上げます。

最後になりますが、本日は初めての協議会になりますので正副会長を選出させていただきますほか、更新登録申請などにかかります審議をお願いしますのでよろしくお願い申し上げます。

引き続きの皆様方のご支援ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

事務局： 改めて、委員の皆様をご紹介させていただきます。

**【委員10名の紹介と一言挨拶】**

事務局： 本日ご欠席のNPO法人ボランティア杜の家佐藤暢一委員を含め11名の方々が本協議会委員の皆様です。

事務局： 引き続き、事務局の職員を紹介いたします。

**【事務局の紹介】**

事務局： 続きまして、配布資料の確認を行います。

**【事務局から配布資料の確認】**

事務局： 続いて本協議会の設置目的などにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

協議会設置要綱（資料4）の第1条にもありますとおり、本協議会は、道路運送法及び道路運送法施行規則の規定に基づき、自家用有償運送の必要性、旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適性な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置しております。

具体的な協議内容は、後程、ご説明をさせていただきたいと存じます。

なお、本協議会の議事内容につきましては、各種審議会などの議事録と同様、市のホームページ上で公開することとなっておりますので、本協議会においても同様の取扱いとなるところでございます。

議事録は発言の趣旨を保った上で要約し公開をさせていただくこととなり

ますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして会議の進行について説明をさせていただきます。

会長、副会長が選出されるまで、わたくし、障がい福祉課長が進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同： 異議なし。

事務局： それでは、次第5の「会長・副会長の選出」についてであります。会長及び副会長の選出につきましては、協議会設置要綱第5条第1項によりまして「委員の互選」となっております。

委員の皆様から、選出の方法についてご意見等ございましたらお願いいたします。

東委員： 事務局の方で案があればお示しいただきたいと思います。

事務局： それでは事務局からということでご意見をいただきましたので、事務局案といたしましては、前回会長の今井委員を引き続き会長に、地域住民の代表から佐藤レイ子委員が副会長に適任と考えておりますが、いかがでしょうか。

委員一同： 異議なし。

事務局： それでは、今井委員に会長を、佐藤レイ子委員に副会長をお願いすることによってよろしいでしょうか。

今井委員、佐藤レイ子委員、ご承諾をいただけますでしょうか。

今井委員・佐藤委員： はい。

事務局： ありがとうございます。それでは、今井委員を会長に、佐藤レイ子委員を副会長とすることに決定をいたしましたので、それぞれ会長席と副会長席にご移動をお願いしたいと思います。

また、就任にあたりまして一言ずつご挨拶をお願いいたします。

今井会長： 改めまして、今井と申します。よろしくをお願いいたします。

佐藤副会長： 初めてのことなので、分からないことが沢山ありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： ありがとうございます。会長、副会長が就任をいたしましたので、次の次第6から要綱に従いまして、これからの進行は今井会長にお願いをしたいと存じます。

なお、市長は公務の為ここで退席をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

(市長退席)

今井会長： では、次第6「福祉有償運送運営協議会の概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日は、委員改選後初めての協議会となりますので、福祉有償運送運営協議会についての概要をご説明させていただきます。

**【事務局から協議会の概要を説明】**

今井会長： 今の説明につきまして、質問・意見等はありませんか。

委員一同： ありません。

今井会長： それでは、次第7「議事等」の「社会福祉法人長井学園 更新登録申請に係る協議について」に移ります。申請法人の入室と事務局からご説明をお願いいたします。

**【申請法人入室】**

(4) 議事

事務局： それでは、事務局から更新登録申請に係る協議資料について、事前に送付させていただいた資料をもとにご説明させていただきます。

**【事務局から事前配布資料を基に説明】**

今井会長： 今の説明につきまして、申請法人から事業実施に関する補足説明等がありますか。

長井学園： 当事業所は訪問系のサービスと児童の発達支援をしている事業所です。ご契約いただいている方は120名を超え、その利用されている方の多くは重度の知的障害の方で、中には重い行動障害がある方もおります。

福祉有償運送の利用契約につきましては、42名の方から契約をいただいでいまして、買い物や通院による移動支援など、外出系の福祉サービスと併用していただくことを条件とし、加えて各障がい者手帳所持の他、原則的に障害福祉サービスの障害支援区分2以上の方を対象とさせていただきました。

これは福祉有償運送サービスの必要性を客観的な基準を持って判断するためです。

また、具体的な必要性としましては、提出しました理由書にも記載している通り介助者と一緒であっても公共交通機関の利用が難しく、難しいがために社会参加の機会が限られてしまう方も多くいるため、今後も安心した移動の手段として車両を用いた福祉有償運送の更新に申請をさせていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

今井会長： 今の説明につきまして、委員の皆様から質問、意見等がありますか。

東委員： 外出系の支援の時とおっしゃっていましたが、例えばご自宅に帰られる時の援助とかそういうことには制度は使えないのでしょうか。

申請法人： ご自宅に帰られるとは、例えばどこか作業所に通ってということでしょうか。

東委員： 作業所ではなく例えば入所後の帰省されるときに、お一人ではとても難しく、介護の方が付いていてもなかなか大変という方が結構いらっしゃると思うのですが、それはサービス対象にはなっていないのですか。

申請法人： わたしたちの事業所ではあくまでも福祉有償運送のサービスに買い物ですとか通院というサービスを含むことを条件としております。

今井会長： 他に意見・ご質問はありますか。

鈴木委員： 社会福祉法人長井学園は東野幌に所在し、らいぶは錦町に所在するといいますが、車両はどこに置いていて、運行する場合の管理や運行体制についてはどのようにされているのでしょうか。

長井学園： 東野幌と錦町の距離ですが、大体11Kmくらいです。

東野幌には本部がありまして事務所の本部機能がすべてそちらにあります。ただ運行管理や車両の管理はすべて錦町の方で行っています。

今井会長： 他にご意見等ありますか。

今井会長： それでは審議に移りたいと思います。申請法人は恐れ入りますが、退席のうえお待ちください。

#### 【申請法人退席】

今井会長： では審議にうつります。先ほど事務局から説明がありましたが、

- ①審議の内容は、福祉有償運送が必要か否か
- ②運転者の要件、安全管理が整っているか否か
- ③旅客から受け取る対価が適正か否か

この観点について、委員の皆様からご意見があればお願いいたします。

鈴木委員： 輸送実績に係る資料がないのですが1年半～2年の輸送実績があるはずなのですが、事務局の方で事務局に求めているのですか。

事務局： 年間の福祉有償運送を行っている事故等の実績ということですか。

鈴木委員： 輸送実績に係るものです。回数が何回で何Kmで対価がいくらという内容の資料です。

事務局： 社会福祉法人長井学園から毎年事務局に提出はいただいております。本日配布している資料のなかにはその資料が含まれてございません。申し訳ございません。

鈴木委員： 必要性を判断する部分の中で、実績がどうなっているのかというのが1つの判断材料だと思います。

法人が運送をやっているなかで実績が減少しているところがあったり、会員が増えて、この台数でこの運転手の数で本当に過労状態にならないのかということも含めて判断していくことも大事だと思うので、輸送実績が市に出ているのであればみなさんで確認した方が良いのではないのでしょうか。

鈴木委員： 添付資料で作る必要のない部分なののでしょうか。事務局の判断でしょうか。

中山委員： 必須の資料ではございませんが、協議会委員から希望があれば判断材料

として確認していただいた方よろしいと思います。3月末現在の報告は今回の更新登録申請までに2回出す義務が生じているはずだと思いますので。

事務局： 本日お配りはしていないのですが、申請法人の方に念のため持参するようには伝えてあります。

ただ、ご指摘のとおり、あった方が議論しやすいという部分でありますので、これ以降の福祉有償の協議会には必ず添付をするようにさせていただきますと思います。

本日につきましても、今、資料を印刷してきます。

鈴木委員： 長井学園の更新を認めるべきとわたしは判断します。

運転される登録をされている方の中に信号無視という方が一人いるのですが自家用車で私用のときだと思うのですが、有償運送時または自家用車を運転するときの信号無視というものの怖さは、タクシー運転手をしているので、一旦停止と信号無視は重大な事故を引き起こすので、自家用車の運転から気を付けて運転をしていただくという、安全運行の徹底をしていただきたいと思います。

事務局： 今、配布させていただいた資料が平成29年度における長井学園の「自家用有償旅客運送実績報告書」になります。平成28年度から新規登録しているのですが28年度は輸送の実績が全くないということで全部0になっております。

実績が出て報告書に数字の記載が入っている29年度だけ、まずはお配りさせていただきました。

今井会長： 鈴木委員、追加資料について、何かございませんか。

鈴木委員： 法人と事業所の距離が11Kmとありましたが、利用者がどこに住んでいるかとどこにでかけるかというので変わると思います。

運賃の部分と輸送の実績から資料を見ていくと、妥当な数字であると判断しています。事業所によってすごい距離が計算上で出ているところがありますので、この距離の運行、また運転手の人数、そんなに頻繁に発生していることではないと思いますので、自家用車を含めて道路交通法違反をしない、信号無視・一時停止は大きな事故になるのだということが法人の運行管理の中の共通認識になっていることが常に求められると思います。

福祉有償運送を行っているときの利用客は、事故が起こったとき、シートベルトをしていても怪我をする可能性もあるということがあると思いますので、やはり運転するも方の立場の中できちんと意識されていることが大事だと思いますので、お願いいたします。

今井会長： それでは3点について、福祉有償運送運が必要か否か、運転者の要件、安全管理が整っているか否か、旅客から受け取る対価が適正か、という点について今の所その3点について特に問題はないというご判断でよろしいでしょうか。

委員一同： はい。

今井会長： 次に結果について法人に伝える合意と条件ですが、全員合意、特に問題なしという形で法人に伝えてもよろしいでしょうか。

委員一同： はい。

今井会長： ただ1点、鈴木委員からお話がありましたように一時停止、信号無視に関しては業務面もとより私用においても十分気を付けるということを法人の共通認識として定着されるよう努めてくださいという一言を付すということでもよろしいでしょうか。

今井会長： 法人の場合3つの条件をクリアできていると次回更新を3年後にするということがあります。これもこの中で年を決めておいたほうがよろしいですか。

中山委員： 3年とするか我々が判断するので、協議結果だけ伝えてもらえればと思います。

今井会長： わかりました。では、申請法人に入室していただきます。

#### 【申請法人入室】

今井会長： 審議の結果、委員全員一致で合意すると判断させていただきました。

なお、1点、一時停止そして信号無視というのは非常に利用者の方々にとっても事故に巻き込まれる可能性、事故に遭ったときのショック等考え、病状はもとより、私用で車を使われる場合のその2点については、方針の中で十分気を付けるということを法人の中全体で合意を得られるように引き続き努められたい、という一言がありましたので申し伝えておきます。

それでは以上となりますが、後日事務局から書類の送付がありますのでよろしくをお願いします。

では、申請法人は退室お願いいたします。

#### 【申請法人退席】

### (5) その他

今井会長： 次第8「その他」について、委員の皆様から何かありませんか。

委員一同： 特になし。

今井会長： 事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 今後の予定についてご説明させていただきます。

新規の登録申請がなければ、今年度福祉有償運送の開催はございません。更新登録の必要な事業所が平成31年9月に1件あります。約1年後の話になりますが、日程が近付きましたら協議会開催のための日程調整等のご案内を差し

上げます。新規登録の申請があった場合についても、その都度日程調整等のご案内を差し上げますのでどうぞご協力お願いいたします。

また、本日の協議会資料は事務局で回収させていただきますので、机の上に置いたままお帰りくださいますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

(6) 閉会

今井会長： その他特になければ、第1回江別市福祉有償運送運営協議会を閉会したいと思います。ご協力ありがとうございました。